

# とめ 法人会 NEWS

平成24年11月30日発行

第62号

## 「税を学ぼう」と親と子の税金クイズ大会を開催!

家族ふれあいながらクイズ35問にチャレンジ!



「税」の啓蒙と租税教育の推進を図ろう!と、登米法人会では、11月11日、登米市税務関係団体協議会との共催で「第3回親と子のふれあい税金クイズ大会」をホテルサンシャイン佐沼を会場に開催いたしました。

この催しは「税を考える週間(11/11、11/17)協賛事業」として、登米市内の全小学校から3年生以上の児童とその家族を1組として募集し、当日は18組の「ご家族」が参加されました。

はじめに、租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を観賞し、予め税金の勉強をした後、2択形式の〇×税金クイズ35問に親子でチャレンジ。初めは簡単な問題で全員が正解されていました。進むに従って迷う問題も多く、次々と正解者が少なくなり、最後まで勝ち残った5名の児童に「税金初級認定証」と副賞(図書券)が贈呈されました。

このクイズ大会は、佐沼税務署の全面協力を頂いて開催し、税金博士に扮した佐沼税務署新沼総務課長さんからは、正解と解説を一問一問丁寧に説明して頂いて、参加された皆さんも楽しく勉強できた様子でした。

オフィスのパソコンから  
申告・納税!

**e-Tax**

- 電子証明書を取付した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。
- 電子申告における第三者作成業務の移行業務担当が割り込まれました。
- 税理士が代理必償を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略できるようになりました。

法人会が社会経済の発展のために  
e-Taxの普及を支援しています。

法人会

もっと詳しくお知りになりたい方は...

「e-Tax」ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



# 社会貢献事業「税を考える週間」協賛事業

## 第3回親と子のふれあい税金クイズ大会で租税教育推進を図る！

今年度で3回目となる「親と子のふれあい税金クイズ大会」に18組の家族が参加され、家族協力して出題されたクイズ35問に挑戦しました。今回のクイズ回答方法は、前回ま

の〇×団扇から、会場の〇×位置に移動する方法に変更され、家族仲良く回答する場面やバラバラに別れて回答する場面など、微笑ましい光景が随所に見られました。

クイズ大会終了後は、仙台大魔術団所属のヘンリー田中氏による「マジックショー」が行われ、田中氏の軽妙なトークと手際よい手品を十二分に堪能された様子でした。

また、ロビーには平成二十三年度に「税に関する絵はがきコンクール」に応募された市内小学校6年生の作品も展示され、参加者は関心を持って見入っていました。



税金博士役の佐沼税務署新沼総務課長



今年も司会を務めた田口実行委員長



表彰された優績者皆さん



「正解は？」不安げな参加者回答風景



ヘンリー田中氏のスプーン曲げ手品



展示された「税」に関する絵はがきコンクール応募作品

### 平成24年度 税務研修会を開催



講師の大内佐沼税務署長



税務研修会受講風景



講師の佐藤佐沼税務署統括官

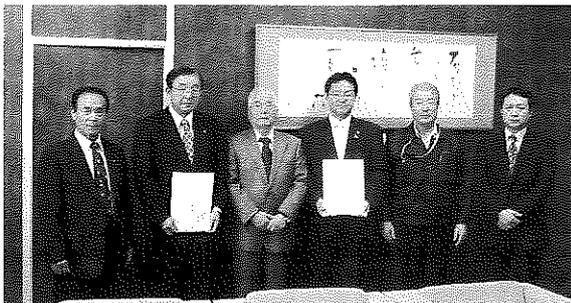
法人会恒例の平成24年度税務研修会が、9月12日登米市迫町「ホテルニューグランヴィア」を会場に開催されました。

研修会講師に、佐沼税務署大内和義署長、佐藤利徳法人課税部門統括国税調査官のお二人をお招きしました。

大内署長からは「税務署の仕事」との講話で、国税調査官の査察ビデオを上映しながら解説していただき、佐藤統括官からは「税制改正と間違いやすい事例について」と題した実務研修で、Q&A形式で解り易く説明して頂きました。又、平成23年度改正税制内容の説明と併せて、国税当局がすすめているe-Taxの普及について法人会での更なる取組みを要望されました。

### 平成25年度税制改正要望 中小企業の活性化税制を 強く訴える!!

11月12日、法人会では、中小企業の活性化に配慮した税制の実現をめざし取り纏めた「平成25年度税制改正要望書」を布施登米市長、田口登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を強く訴えました。



布施登米市長と田口登米市議会議長に要望書提出

# 消費税引き上げ 法人会が求めるもの

消費税増税関連法案が平成24年8月に成立したことによって、消費税率が平成26年4月から8%、さらに平成27年10月からは10%へ引き上げられることになった。

これには、景気条項（附則18条）が設けられ、経済成長率が名目3%・実質2%の努力目標を掲げ、消費税率引き上げ前の経済状況を総合的に判断し、その「施行停止」を含め所要の措置を講ずるとしてあり、総選挙後の政権枠組みなどによつては、流動的な側面もある。

平成24年10月に、内閣府が「景気基調判断を足踏み」から「下方への局面変化を示している」と修正したこ

とで、附則18条発動への現実味が増した。

しかし、法案成立には重きもあり、また、財政健全化と社会保障の安定財源にとつて消費税は不可避であり、国債の信用力低下による長期金利上昇を招きかねず、日本経済の展望を失いかねない。

法人会は、消費税増税関連法案の成立を受け、建設的な提言を内外に強く伝えてきている。

無論、財政健全化と社会保障の安定財源を確保する消費税率引き上げであるとしても、広く国民に痛みを求めめる措置であることには変わりなく、先ずもつて、地方を含めた政府自らが身を削る、徹底した行政改革



に取り込むことが欠くことができないと、法人会は主張している。

そのうえで、企業の経済活動や国民生活を左右する重要な課題であり、政府には用意周到なる緻密な対策を求めた。

まず、税率を引き上げる際には、内外の経済環境を勘案し、景気への十分な配慮が必要であることを訴えた。

そして、消費税率引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場が弱い中小企業が適正に価格

転嫁が実現できるように求めた。

その際、下請法や独禁法などの法整備と監視を強めることは勿論のこと、事業者間での取引に際しては外税表示を義務化することを検討すべきとした。

また、消費税引き上げ時に、最大の課題とされる、高額所得者よりも低所得者の税負担割合が重くなるという、いわゆる逆進性対策について、法人会は次の2点を主張している。

まず、本来の税率以外に、特定の物品やサービスについて軽減した税率を適用するという複数税率（軽減税率）の導入については、事業者の事務負担の軽減、税務執行コストの軽減、さらには簡素な税制といった観点から、本則としての単一税率であることが望ましいとした。

さらに、消費税負担分を低所得者に還付する措置として、給付付き税額控除の導入を検討することについ

ては、当面は、一定額の現金給付といった簡素な給付措置を講ずるよう求めた。

その場合、給付の方法や対象を十分に考慮して、ばらまき政策とならないように釘を刺した。

消費税率を平成26年4月から引き上げるためには、平成25年1月に予定されている通常国会へ消費税増改正法案を提出しなければならぬ。

このため、新年明けから、上記の課題に対する議論が白熱していくと思われるが、法人会の提言主張が反映されることを強く願いたい。

消費税増税に関連するものではないが、例年、次年度予算編成が年末に行われ、翌年4月からの予算執行を可能にしてきた。しかし、総選挙が年末に行われることによつて、遅延が危惧される。4月からの予算執行を可能にするため、政治は全力を挙げて予算編成に取り組むことを、緊急に切望することを付言したい。

# 増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

## 平成25年度税制改正への法人会の提言



法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。法人会は有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。

提言は、財政や税制に関して多岐にわたる内容で、論理的に構成されていますが、主旨を要約整理し掲載いたします。

### I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

#### ■社会保障制度の基本的考え方

成立した社会保障と税の一体改革関連法は、消費税の税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ引き上げることが柱となり、我が国経済にとっても今回の一体改革関連法成立はプラスに働くと受け止めた。

今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化であり、その際、「自助」「公助」という基本的理念を基に、役割分担を見直す必要がある。

年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は、限られた税財源を考慮すれば、非現実的と考える。

給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要であり、また、薬価では後

発医薬品の使用促進を図るべきである。

生活保護給付は3兆円を超す規模に膨らんでいる。問題となっている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。

#### ■消費税引き上げに伴う対応措置

消費税は税率引き上げ実施に伴う円滑化対策や逆進性への対策については、企業の経済活動や国民生活を左右する重要な課題であり、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

消費税率の引き上げにあたっては、価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業に適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう強く求める。下請法、独禁法などの法整備・監視はもろろんのこと、事業者間取引に外税表示を義務化することなども検討課題となろう。

逆進性対策の一つとして「複数税率」（軽減税率）の導入

が検討事項とされているが、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスの導入については、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考ええる。

低所得者対策として「複数税率」と共に「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、ばらまき政策とならないよう強く求める。

### ■財政健全化に向けて

財政健全化目標である、①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減し、20年度黒字化、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げを着実に達成すべきである。

聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行44兆円以下、②基礎的財政収支対象経費の上限71兆円—という現在の中期財政フレーム

では不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

来年度予算編成では、消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立ち、消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは、厳に戒めねばならない。

### ■行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要であるにもかかわらず、改革の取組みは極めて不十分である。

国・地方における議員定数と歳費の削減、国・地方公務員の人員と人件費の削減、事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の

削減を徹底すべきである。

## II 経済活性化と中小企業対策

### ■法人税率の引き下げ

わが国の立地条件や競争力強化の観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率を実現するよう求める。

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

### ■事業承継税制の拡充

わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継ぎできなくなることは、日本経済に大きな損失を与える

ものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが行われ、見直しの際には中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、税制上、事業承継を優先させる考え方は一致しており、各種特例や優遇措置が整備されているのに対して、わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州主要国並みの本格的な事業承継税制の創設が必要と考える。

わが国においても、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用資産を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

### ■中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるよう、中小企業の確立が求められる。

中小企業の技術革新など経済活性化に資する、①中小企業投資促進税制、②中小企業等基盤強化税制、③少額減価償却資産の即時償却の措置は本則化するよう求める。

交際費については、これまで数次にわたる見直し改正が行われてきたが、中小企業にとつて交際費は顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であることから、①損金不算入割合10%の撤廃、②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める、③社会慣習上その支出を避け難い慶弔費で常識上相当と認められる金額(1件当たり1万円程度)については交際費課税の対象から除外するよう、見直しを求める。

### 社会貢献事業

## 第13回登米市絵本原画展を支援!!

去る9月6日から9日まで、登米祝祭劇場小ホールを会場に、第13回登米市絵本原画展が開催されました。

この原画展は、平成12年に「子ども読書年」の記念事業として初開催され、今年も、伊豆沼・内沼の白鳥と地域の人々の交流を描いた作品「のんちゃん和白鳥」(絵・文 石倉欣二)の原画19点が展示されました。

登米法人会では、社会貢献事業の一環として毎年開催への支援を行っています。



原画展開場式に出席の皆さん



多数の絵本に喜ぶ中江幼稚園園児

## 法人会事業経過報告

7月

4日 県連事業・広報合同委員会  
6日 登米市感謝状贈呈式



市内小中学校へ教材贈呈し布施登米市長より感謝状

18日 第2回広報委員会  
24日 県連・第1回組織委員会  
25日 第1回組織委員会  
広報61号発行

8月

25日 女性部会イチゴプロジェクトPR



「節電PR」イチゴプロジェクト推進

7日 第1回事業委員会  
23日 税理士会との懇談会  
27日 県連公益制度改革検討委員会  
29日 登米市税団協臨時会

9月

4日 県連第2回厚生委員会  
6日 第13回登米市絵本原画展  
7日 県連第2回理事会・研修会  
12日 平成24年度税務研修会  
15日 佐沼支部パークゴルフ大会



やる気満々の開会式風景



ナイスショット?ありゃ!

21日 税金クイズ大会実行委員会  
26日 女性部会登米市長懇談会



女性部会との懇談会で挨拶する布施登米市長

10月

11日 登米市税団協定期総会  
13日 第4回パークゴルフ大会



第4回パークゴルフ大会優勝者との記念撮影

17日 第2回理事会  
24日 第2回高齢者雇用セミナー  
26日 女性部会料理講習会

11月

29日 税金クイズ大会実行委員会  
30日 公益社団法人移行認定申請書を宮城県へ提出  
新春講演会3団体合同会議



全国青年のつどい宮崎大会参加の青年部会員

8日 東北六県運営協議会  
11日 第3回親子税金クイズ大会  
12日 租税教育佐沼税務署署長感謝状贈呈式



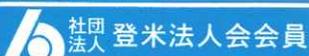
租税教育推進佐沼税務署署長感謝状授与式

12日 平成25年度税制改正要望要請活動  
青年部会経営研修会



青年部会経営研修会で講演する木島上氏

14日 女性部会鉢花設置配達  
15日 佐沼税務署納税表彰式



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。